

人材育成支援コース

助成金受給まで

申込み・受講手続き

届出および提出書類の整備

提出書類

- ① 事業主訓練実施計画届（特定訓練コース・一般訓練コース） [書式・記入例](#)
- ② 年間職業能力開発計画 [書式・記入例](#)
- ③ 訓練別の対象者一覧 [書式](#)
- ④ 人材開発支援助成金 事前確認書 [書式](#)
- ⑤ 雇用契約書等（各自）
- ⑥ 登記簿謄本、会社パンフレット（各自）
- ⑦ 訓練カリキュラム（当社）

ハローワーク・労働局へ
計画届の提出

（講座開始の1ヶ月前まで）

訓練実施計画に変更や追加が生じた場合は
必ず変更届をご提出ください。[見本・記入例](#)

講座受講開始

講座修了

ハローワーク・労働局へ
受給申請手続き

（講座終了の翌日から2ヶ月以内に）

[支給申請書類はこちら](#)

※その他制度の詳細は当社までお問い合わせ下さい。

貴社口座に振り込まれます

令和7年度

人材育成支援コース

人材開発支援助成金のご案内

●「人材開発支援助成金」は、労働者の職業生活設計の全期間を通じて段階的かつ体系的な職業能力開発を効果的に促進するため、事業主等が雇用する労働者に対して職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度です。（令和6年度改定）

当社助成金対象講座

・すべての通学講座が対象です。

※直前講座のみのお申し込みも、講習時間が10時間以上のため、助成金対象となりました。

助成金支給の条件および助成率

助成金受給の条件

- 受講者は雇用保険加入者であること。
- 申請書類を訓練開始日から起算して**1ヶ月前**までに労働局に提出する。
- 受講者は雇用保険加入者であること。
- 講座修了の翌日から**2ヶ月以内**に支給申請を行う。
- 当講座の終了基準は出席率70%以上、修了試験の正解率70%以上となっております。
- 修了試験は基準に達するまで何度でも受けることができます。

助成率

- 経費助成 受講料金の45%(30%)※
- 賃金助成 760円(380円)※/1人1時間あたり

※（ ）内は一般訓練コースが対象

●助成額の例

■人材育成支援コース…79,200円(受講料176,000円×45%)+41,040(760円×50時間)=**117,200円**

訓練計画提出時に必要な申請書類

- ① 事業主訓練実施計画届（特定訓練コース・一般訓練コース）
- ② 年間職業能力開発計画
- ③ 訓練別の対象者一覧
- ④ 人材開発支援助成金 事前確認書
- ⑤ 雇用契約書等（各自）
- ⑥ 登記簿謄本、会社パンフレット（各自）
- ⑦ 訓練カリキュラム（当社）

※ご記入のうえでご不明な点は、お近くの労働局（宮城労働局022-299-8063）にお問い合わせください。